受益者負担適正化計画

目　　次

Ⅰ　使用料の見直し方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９１
　１　使用料の現状　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９１
　　（１）施設使用料の現状　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９１
　　（２）５つの標準施設の利用状況　・・・・・・・・・・・・・・・　９５
　　（３）５つの標準施設のコスト計算　・・・・・・・・・・・・・・　９７
　　（４）その他の参考事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９８

　２　使用料の見直し方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０１
　　（１）使用料の見直し方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０１
　　（２）その他の方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０１

Ⅱ　手数料の見直し方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０２
　１　手数料の現状　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０２
　　（１）手数料の原価計算　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０２
　　（２）近隣市との比較　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０３

　２　手数料の見直し方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０３

　≪巻末資料≫
　　近隣市手数料比較表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０４

Ⅰ　使用料の見直し方針

市内には、様々な施設が整備され、多くの市民に利用されている。一方、これらの施設の維持管理には、多額の経費がかかっており、その多くは税金と施設を利用する方からの使用料などにより賄われている。

市は、経費の縮減や効率化に努めているところであるが、維持管理費が年々増加する一方で、使用料が据え置かれていることなどから税金の占める割合は高い。

使用料は、施設の利用者に、その利用の対価として負担していただくものである。利用者から見れば、当然、安価であればあるほど喜ばしいものであるが、その場合、施設の維持管理や運営に要する経費の不足分は税金で賄うこととなり、市民全体で負担することとなる。

このため、施設使用料については、受益者負担の適正化の観点から、施設を利用する人と利用しない人との負担の公平性を考慮するとともに、利用者の受益の度合いに応じた負担のあり方に基づいた適正な見直しが必要となっている。

1　使用料の現状

（1）施設使用料の現状

施設使用料の現状として、施設分類別に維持管理費、使用料収入及び減免額（平成１７年度決算）を示し、維持管理費に対する使用料収入の割合及び維持管理費に対する減免額の割合を必要に応じて示す。なお、これらの割合は、人件費や施設の原価償却費等を含めたコスト計算によるものではない。

また、施設分類別に集計した合計額の結果を下表に示す。

（単位：円・％）

施 設 分 類	維持管理費	使用料収入	割 合	減免額	割 合
学校教育施設（付帯施設）	299,250	4,970,310	－	3,826,370	－
社会教育・文化施設	202,093,356	45,713,995	22.6	17,226,626	8.5
スポーツ・レクリエーション施設	332,976,350	70,817,948	21.3	12,570,070	3.8
母子・児童福祉施設	5,909,000	377,100	6.4	808,200	13.7
医療・保健施設	28,473,000	1,578,400	5.5	4,961,600	17.4
その他の施設	2,485,947	457,200	18.4	72,500	2.9

※　学校教育施設（付帯施設）の維持管理費は、校庭の夜間照明保守点検委託料のみを表記しているため、使用料収入等に対する割合は算出していない。

各施設分類別の現状は次のとおりである。

ア　学校教育施設（付帯施設）

学校教育施設については、付帯施設であるグラウンドと体育館の貸出事業を行っているが、維持管理費については、学校施設の維持管理費に含まれている。東秋留小学校、西秋留小学校、草花小学校、増戸中学校及び五日市中学校の維持管理費については、夜間照明の保守点検委託料である。

コスト的には問題はないが、減免利用割合が高い。

（単位：円）

施　設　名	維持管理費	使用料収入	減免額
東秋留小学校	59,850	562,550	344,500
多西小学校	——	85,900	364,100
西秋留小学校	59,850	680,200	411,200
屋城小学校	——	164,100	329,600
南秋留小学校	——	89,000	158,900
草花小学校	59,850	720,550	185,600
一の谷小学校	——	133,850	150,300
前田小学校	——	90,600	443,120
増戸小学校	——	89,700	447,000
五日市小学校	——	23,300	609,400
戸倉小学校	——	30,300	88,800
小宮小学校	——	52,900	27,800
秋多中学校	——	141,170	31,700
東中学校	——	181,950	25,500
西中学校	——	140,560	114,100
御堂中学校	——	120,030	8,100
増戸中学校	59,850	848,200	11,100
五日市中学校	59,850	815,450	75,550
合　　計	299,250	4,970,310	3,826,370

イ　社会教育・文化施設

五日市地域交流センター及びあきる野ルピアについては、使用料収入の割合が高く、地域の会館では、御堂会館、鳥居場会館、玉見会館及び楓ケ原会館の使用料収入の割合が比較的高い。

また、五日市会館とともに、地域の会館では小宮会館、代継会館及び戸倉会館の減免利用割合が高い。

（単位：円・％）

施　設　名	維持管理費	使用料収入	割　合	減免額	割　合
中央公民館	19,300,000	4,623,850	24.0	2,624,800	13.6
秋川キララホール	96,303,000	16,959,425	17.6	7,622,200	7.9
あきる野ルピア（業務）	52,740,175	16,549,770	31.4	2,611,075	5.0
五日市会館	2,694,259	720,000	26.7	1,622,000	60.2
五日市地域交流センター	4,571,726	2,299,050	50.3	—	—
小宮会館	800,068	10,300	1.3	693,900	86.7
戸倉会館	1,006,228	12,500	1.2	343,200	34.1
北伊奈会館	H18から市管理	—	—	—	—
代継会館	483,597	2,800	0.6	220,050	45.5
二宮地区会館	3,134,704	563,000	18.0	253,400	8.1

施　設　名	維持管理費	使用料収入	割　合	減免額	割　合
千代里会館	2,795,558	216,500	7.7	181,500	6.5
御堂会館	3,005,162	904,800	30.1	118,450	3.9
鳥居場会館	2,338,614	596,000	25.5	214,301	9.2
玉見会館	2,251,383	563,000	25.0	88,050	3.9
野辺地区会館	3,105,367	516,100	16.6	198,900	6.4
草花台会館	1,590,811	165,800	10.4	200,750	12.6
楓ヶ原会館	2,569,802	648,900	25.3	215,150	8.4
増戸会館	3,402,902	362,200	10.6	18,900	0.6
合　　計	202,093,356	45,713,995	22.6	17,226,626	8.5

ウ　スポーツ・レクリエーション施設

秋川体育館及び戸倉グラウンドの使用料収入割合が高く、市民運動広場については、減免利用割合が高い。

体育施設使用料については、２時間単位であるが、健康増進の観点から１時間単位とする要望がある。

（単位：円・％）

施　設　名	維持管理費	使用料収入	割　合	減免額	割　合
秋川体育館	11,710,788	6,778,480	57.9	1,864,360	15.9
五日市ファインプラザ	115,888,165	23,037,820	19.9	3,873,730	3.3
市民プール（屋内）	56,364,739	8,991,850	22.5	1,828,150	3.2
市民プール（屋外）		3,717,720		減免規定なし	—
いきいきセンター	34,580,000	5,573,890	16.1	754,800	2.2
総合グラウンド	10,128,679	2,151,010	21.2	1,183,600	11.7
総合グラウンド（玉見）	8,574,679	265,260	3.1	81,500	1.0
山田グラウンド	10,551,653	3,214,700	30.5	1,300	0.0
山田テニスコート	2,382,366	244,020	10.2	250	0.0
秋川グリーンスポーツ公園	11,274,000	212,400	1.9	326,900	2.9
秋川グリーンスポーツ公園 切欠	518,000	111,300	21.5	93,300	18.0
あきる野市民球場	15,445,684	3,243,000	21.0	966,600	6.3
市民運動広場	2,139,756	164,800	7.7	797,200	37.3
小和田グラウンド	5,604,384	786,450	14.0	596,680	10.6
戸倉グラウンド	247,000	120,000	48.6	54,400	22.0
秋川南口運動広場	1,779,000	H18 より	—	—	—
小峰台公園	791,000	127,500	16.1	54,000	6.8
あきる野ふるさと工房	44,478,457	11,966,448	26.9	減免規定なし	—
グリーンキャンプ場	518,000	111,300	21.5	93,300	18.0
合　　計	332,976,350	70,817,948	21.3	12,570,070	3.8

エ　母子・児童福祉施設

全体的に使用料収入割合が低い。

多西児童館及び前田児童館の減免利用割合が高い。

（単位：円・％）

施　設　名	維持管理費	使用料収入	割　合	減免額	割　合
若草児童館	1,205,000	0	0.0	34,500	2.9
若竹児童館	641,000	3,000	0.5	6,800	1.1
若葉児童館	708,000	0	0.0	22,500	3.2
南秋留児童館	620,000	29,000	4.7	0	0.0
屋城児童館	607,000	80,000	13.2	145,100	23.9
一の谷児童館	634,000	17,500	2.8	155,500	24.5
草花児童センター	331,000	21,600	6.5	34,000	10.3
多西児童館	911,000	151,000	16.6	331,000	36.3
前田児童館	252,000	75,000	29.8	78,800	31.3
合　　計	5,909,000	377,100	6.4	808,200	13.7

オ　医療・保健施設

全体的に使用料収入割合が低い。

（単位：円・％）

施　設　名	維持管理費	使用料収入	割　合	減免額	割　合
秋川ふれあいセンター	23,024,000	1,517,600	6.6	4,420,900	19.2
五日市保健センター	2,460,000	60,800	2.5	540,700	22.0
秋川健康会館	2,989,000	0	0.0	0	0.0
合　　計	28,473,000	1,578,400	5.5	4,961,600	17.4

カ　その他の施設

全体的に使用料収入割合が低い。

（単位：円・％）

施　設　名	維持管理費	使用料収入	割　合	減免額	割　合
農業会館	2,065,000	432,200	20.9	23,700	1.1
五日市ひろば	420,947	25,000	5.9	39,800	9.5
合　　計	2,485,947	457,200	18.4	72,500	2.9

（２） ５つの標準施設の利用状況

平成１２年度に策定した「あきる野市施設使用料基本方針」で、使用料の算定に当たって選定した５つの標準施設（中央公民館・秋川キララホール・秋川体育館・市民プール・山田グラウンド）について、その利用状況を示す。

ア　中央公民館

中央公民館は、平成１５年度から平成１６年度に改築工事を実施しているため、特に、平成１５年度は大幅に利用者数等が減少したが、その後は、増加傾向にある。

（単位：人・％）

項　目	H.15	増減率	H.16	増減率	H.17	増減率
利用者数	23,947	△69.1	69,799	191.5	78,483	12.4
徴収使用料	1,454,250	△65.2	4,249,550	192.2	4,623,850	8.8
減免使用料	211,550	－	2,376,400	1023.3	2,558,500	7.7

※　増減率は、各年度における前年度に対する増減率である。

イ　秋川キララホール

秋川キララホールの利用者数は、増加傾向である。また、減免利用者（団体）は増加傾向にある。

平成１７年度について、徴収使用料のみが極端に減少しているのは、隣接する土地で中央図書館の建設工事が行われていたため､使用料収入が見込める録音等での使用が減ったためである。

（単位：人・％）

項　目	H.15	増減率	H.16	増減率	H.17	増減率
稼働率	83.6	△4.6	88.3	5.6	85.8	△2.8
利用者数	71,958	24.7	75,344	4.7	78,097	3.7
徴収使用料	21,808,700	12.3	23,207,175	6.4	16,959425	△26.9
減免使用料	6,415,900	―	6,472,400	0.9	7,622,200	17.8

※　増減率は、各年度における前年度に対する増減率である。

ウ　秋川体育館

秋川体育館は改築工事のため、平成１５年７月１日から平成１６年２月２９日まで休館したため、特に、平成１５年度は大幅に利用者数等が減少したが、その後は、増加傾向であるが、減免利用者（団体）も増加している。

（単位：人・％）

項　目	H.15	増減率	H.16	増減率	H.17	増減率
利用者数	37,338	△201.2	110,104	194.9	116,867	6.1
徴収使用料	2,069,020	△63.8	6,242,040	201.7	6,778,480	8.6
減免使用料	609,950	－	1,494,730	145.1.	1,864,360	24.7

※　増減率は、各年度における前年度に対する増減率である。

エ　市民プール

屋内プールの利用者は、減少傾向であるが、屋外プールについては、増加傾向にある。また、減免利用者（団体）は増加傾向にある。

（単位：人・%）

項　目	H.15	増減率	H.16	増減率	H.17	増減率
利用者数（屋内）	35,472	3.1	30,803	△13.2	30,218	△1.9
利用者数（屋外）	19,835	△23.1	26,003	31.1	27,538	5.9
利用者数 計	55,307		56,806	2.7	57,756	1.7
徴収使用料（円）（屋内）	11,010,500	4.5	9,225,550	△16.2	8,991,850	△2.5
徴収使用料（円）（屋外）	2,802,100	△25.2	3,541,850	26.4	3,717,720	5.0
徴収使用料 計	13,812,600		12,767,400	△7.6	12,709,570	△0.5
減免使用料（円）（屋内）	1,458,000	—	1,257,000	△13.8	1,453,500	15.6
減免使用料（円）（屋外）	—	—	—	—	—	—

※　増減率は、各年度における前年度に対する増減率である。

オ　山田グラウンド

山田グラウンドの利用者数と徴収使用料は、増加傾向にある。また、減免利用者（団体）は減少している。

（単位：人・%）

項　目	H.15	増減率	H.16	増減率	H.17	増減率
利用者数（野球場）	5,876	27.0	5,475	△6.8	6,535	19.4
利用者数（夜間照明）	4,539	21.4	4,348	△4.2	7,849	80.5
利用者数（テニスコート）	6,956	13.1	5,928	△14.8	5,447	△8.1
利用者数 計	17,371		15,751	△9.3	19,831	25.9
項　目	H.15	増減率	H.16	増減率	H.17	増減率
徴収使用料（野球場）	904,950	—	1,015,580	12.2	1,184800	16.7
徴収使用料（夜間照明）	582,650	—	675,350	15.9	812,350	20.3
徴収使用料（テニスコート）	1,372,050	—	1,313,520	△4.3	1,217,550	△7.3
徴収使用料 計	2,859,650	—	3,004,450	5.1	3,214,700	7.0

項　目	H.15	増減率	H.16	増減率	H.17	増減率
減免使用料（野球場）	28,800	—	75,200	161.1	0	△100
減免使用料（夜間照明）	—	—	—	—	—	—
減免使用料（テニスコート）	153,400	—	11,700	△92.4	1,300	△88.9
減免使用料 計	182,200	—	86,900	△52.3	1,300	△98.5

※　増減率は、各年度における前年度に対する増減率である。

（３）５つの標準施設のコスト計算

「あきる野市施設使用料基本方針」で選定した５つの標準施設（中央公民館・秋川キララホール・秋川体育館・市民プール・山田グラウンド）について、総務省方式によるコスト計算の分析を次のとおり行った。

ア　施設別行政コスト計算書（平成１７年度決算）

単位：円

項　目			中央公民館	秋川キララホール	秋川体育館	市民プール	山田グラウンド
行政コスト	人件費		10,661,508	20,393,802	13,630,000	14,084,928	2,951,600
	報　酬		0	0	0	0	0
	賃　金		0	0	0	0	0
	報償費		0	0	0	0	0
	旅　費		0	0	0	0	0
	需要費		10,355,341	17,319,000	24,299,582	24,766,290	2,945,142
	役務費		308,502	1,030,400	536,478	71,900	41,661
	委託料		9,547,502	19,536,000	13,660,264	37,665,639	7,366,058
	使用料及び手数料		204,781	32,935,000	0	1,300,950	0
	原材料費		0	120,000	0	0	0
	備品購入費		658,350	1,739,000	696,780	0	74,445
	負担金補助金及び交付金		0	0	29,000	0	0
	扶助費		0	0	0	0	0
	公課費		25,200	0	0	0	0
	計	A	31,761,184	93,073,202	52,852,104	77,889,707	13,378,906
	原価償却費	①	16,641,593	37,949,411	27,945,060	22,188,409	8,622,384
	公債費（利子分）	②	3,503,113	2,270,496	4,494,785	0	434,830
	不納欠損額	③	0	0	0	0	0
	コスト 計	B (=A+①+②+③)	51,905,890	133,293,109	85,291,949	100,078,116	22,436,120
収入	使用料手数料等	④ (収入額)（④の1）	4,623,850	16,959,425	6,778,480	12,751,570	3,214,700
		(減免額)	2,624,800	5,915,250	1,864,360	1,828,150	1,300
		(主催事業による減免額)	947,000	1,706,950	87,300	—	—
		合計(④の2)	8,195,650	24,581,625	8,730,140	14,579,720	3,216,000
	国庫（都）支出金	⑤	0	0	0	0	0
	その他	⑥	401,456	0	0	0	0
	収入計	C (=④の1+⑤+⑥)	5,025,306	16,959,425	6,778,480	12,751,570	3,214,700
国庫（都）支出金償却額		D	1,340,000	1,000,000	0	0	0
差引純行政コスト		E (=B−C−D)	45,540,584	115,333,684	78,513,469	87,326,546	19,221,420
受益者負担率（収入額）		（④の1）÷B	8.9%	12.7%	7.9%	12.7%	14.3%
使用料手数料等の率		（④の2）÷B	15.8%	18.4%	10.2%	14.6%	14.3%
一般財源		E÷B	87.7%	86.5%	92.1%	87.3%	85.7%
その他負担比率		(⑤+⑥+D) ÷B	3.4%	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%

イ　分析結果

施設別行政コスト計算書の中で、行政コストに対する使用料手数料等の収入額の割合が受益者負担率であり、平成１７年度決算における５つの施設の受益者負担率は、7.9%から 14.3%までになっており、低い水準である。

この結果、これらの施設を維持管理していくためには、受益者負担とその他の収入のほか、一般財源から補填しており、その負担割合は、85.7%から 92.1%までと高い率になっている。

なお､減免した額を収入とみなした場合の受益者負担率は､10.2%から 18.4%となる。

【総務省方式によるコスト計算の概要】

※　総務省方式によるコスト計算

１　行政コスト

①　人件費は、施設の貸出し及び維持管理運営経費に係る年間の作業時間を算出し、平成１７年度の人件費平均単価（4,446 円／時間）を掛けた金額である。

②　光熱水費は､維持管理費の按分が不可能であるため､施設全体の経費である。

③　その他の行政コストは、施設の維持管理に必要な経常的経費である。

④　原価償却費は、施設の原価償却費である。

⑤　公債費（利子分）は、施設建設に要した起債の平成１７年度分の償還利子である。

２　収入

①　使用料手数料は、施設の使用料である。

②　その他の収入は､プリポートの原紙代及びジュースの自動販売機の電気料の収入である。

３　国庫（都）支出金償却額は、施設の建設費に充当した国・都支出金を施設の原価償却に応じて算出したものである。

４　行政コストの合計から収入合計と国･都支出金償却額を差し引いたものが差引純行政コストとなる。

５　行政コストに対する使用料手数料等の収入額の割合が受益者負担率となる。

（４）その他の参考事項

使用料を検討するに当たり、その他の参考事項として、次のとおり近隣市との比較や個人市民税の状況について整理した。

ア　近隣市との比較

中央公民館、秋川キララホール、秋川体育館、市民プール及び山田グラウンドの５施設について、近隣市である青梅市、羽村市、福生市及び昭島市にある同様の施設の使用料と比較したが、各市の施設使用料においては、面積、規模、施設の経年及び充実度などが異なること、また、使用料単価の設定についても、時間単位の設定や午前、午後及び夜間の設定など、設定単位に違いがあることなどから、単純に比較できない。

このため、５つの施設の特性に応じて、次のとおり比較する。

（ア）　ホール

平日／時間帯　　（単位：円／席）

市　名	午 前	午 後	夜 間	全 日	座席数
あきる野市	14.2	17.8	21.4	15.3	702
青梅市	5.4	5.9	8.3	5.6	615
羽村市	7.7	12.7	14.7	9.4	865
福生市	9.1	15.3	15.1	10.4	1,062
昭島市	7.7	16.1	19.6	11.7	1,261

※ １時間当たりの使用料÷座席数

秋川キララホールのホールについては、青梅市民会館のホールや羽村市の生涯学習センターの大ホール、福生市民会館の大ホール及び昭島市民会館と比較すると、１人当たりの単価は、最も高い金額設定になっている。

（イ）　公民館研修室

平日／時間帯　　（単位：円・人）

市　名	午 前	午 後	夜 間	全 日	定　員
あきる野市	13.3	13.3	13.3	13.3	30
青梅市	6.7	7.5	8.7	7.2	30
羽村市	6.5	7.1	8.6	5.8	36
福生市	10	12.4	13.3	9.0	30
昭島市	11.1	12.5	16.7	9.9	24

※ １時間当たりの使用料÷定員

中央公民館の研修室については、青梅市民会館や羽村市のコミュニティセンター、福生市民会館及び昭島市民会館と比較すると、１人当たりの単価は、最も高い金額設定になっている。

（ウ）　体育室

平日／時間帯　　（単位：円）

市　名	午 前	午　後	夜 間	備　　考
あきる野市	100.0	100.0	100.0	
青梅市	66.7	50.0	50.0	
羽村市	33.3	25.0	25.0	
福生市	100.0	100.0	100.0	
昭島市	―	―	―	個人利用単価なし

※ 体育室に係る大人の個人利用料金

秋川体育館の大体育室については、青梅市総合体育館や羽村市体育館及び福生市体育館と比較すると、１人当たりの単価は、最も高い金額設定になっている。

（エ）　プール

１時間当たり　　（単位：円）

市　名	屋　内	屋　外
あきる野市	200	100
青梅市	―	100
羽村市	200	150
福生市	―	100
昭島市	145	100

市民プールについては、青梅市東原公園水泳場や羽村市水上公園プール、福生市営プール及び昭島市総合スポーツセンターと比較すると、１人当たりの単価は、屋内プールは最も高い金額設定であり、屋外プールは羽村市を除き同額になっている。

（オ）　グラウンド

１時間当たり　　（単位：円）

施 設 名	使 用 料
あきる野市	800
青梅市	1,500
羽村市	300
福生市	300
昭島市	無料

山田グラウンドについては、青梅市わかくさ公園野球場や羽村市立公園、福生市営福生野球場及び昭島市くじら公園野球場と比較すると、１時間当たりの単価は、青梅市の次に高くなっている。

イ　個人市民税の状況

個人市民税については、平成１６年度まで減少傾向が続いていたが、平成１７年度の対前年度比較においては、増加に転じている。

今後においても、税制改正等により、増加傾向に向かうと考えられる。

（単位：円・％）

年　度	１人当たり課税額	増減率
平成 13 年度	112,713	△1.60
平成 14 年度	108,695	△3.56
平成 15 年度	103,811	△4.49
平成 16 年度	98,938	△4.69
平成 17 年度	101,901	2.99

２　使用料の見直し方針

（１）使用料の見直し方針

施設使用料については、５つの標準施設のコスト計算の結果、全施設経費に対する使用料収入比率（受益者負担率）は、7.9%から 14.3%までと低率であり、受益者負担の観点から、負担率を上げる方向性も見える。

しかしながら、参考事項を踏まえ、今後、市民の健康増進や生涯学習の推進等の観点から、施設利用の促進を図るための取組を進めていくことが必要であることから、当面は値上げをしないものとする。

また、今後の施設使用料の見直しについては、３年ごとに施設の利用状況の推移やコスト計算等を検証し、検討するものとする。

（２）その他の方針

体育施設の個人利用については、市民の健康増進を推進するため、１時間単位での利用に見直す。

Ⅱ　手数料の見直し方針

手数料は、特定の者に提供する役務に対し、その費用を償うためや報償として徴収する料金であり、地方公共団体においては、特定の者のために行う事務について、徴収する料金である。

今回の見直しに当たっては、普通公共団体の事務につき徴収する手数料を対象として検討を行った。

1　手数料の現状

手数料の現状を把握するため、原価計算や近隣市との比較を行い、現状分析を行った。

（1）手数料の原価計算

手数料については、次の表に示すとおり、市民課において証明する手数料について原価計算を行った。なお、計算方法については、平成１７年度の平均人件費単価（4,446円／時間）に証明書等の発行にかかる所要時間を掛けたものとする。

この結果、住民基本台帳の閲覧、戸籍の受理証明（上質紙）及び土地、家屋の公簿又は土地図面の写しの交付（Ａ１判１枚）など、特殊な証明以外では、全体的に妥当な金額であると考える。

内　　容	時 間（分）	原 価（円）	手数料（円）
住民票	2	148	200
住民基本台帳の閲覧（30分）	180	13,338	400
住民基本台帳の閲覧（30分を超えるもの30分につき追加）	0	0	200
戸籍の附票	3	222	200
戸籍の謄本・抄本	3	222	450
除籍・改正原戸籍の謄本・抄本	5～10	370～741	750
戸籍の受理証明・戸籍記載事項証明	5～10	370～741	350
戸籍の受理証明（上質紙）	35	2,593	1,400
身分証明	3	222	200
印鑑証明	2	148	200
印鑑再登録	7	518	200
外国人登録に関する証明	4	296	200
土地又は建物に関する証明、ただし、土地は４筆までを、建物は３筆までをそれぞれ１件とし、１筆又は１棟増すごとに40円を加算する。	5～15	370～1,111	200 加算額 40
市税その他諸収入金に関する証明	3	222	200

内　　容	時 間（分）	原 価（円）	手数料（円）
土地、家屋の公簿又は土地図面の写しの交付（１枚）	7	518	300
土地、家屋の公簿又は土地図面の写しの交付（Ａ１判１枚）	30	2,223	900
土地、家屋の公簿又は土地図面の閲覧（30 分につき）	10	741	200
専用住宅証明	12	889	1,300
臨時運行許可申請	7	518	750
その他諸証明	2	148	200

（２）近隣市との比較

別表「近隣市手数料比較表」に示すとおり、近隣市との比較においては、ほとんどの手数料が同額となっている。

また、「土地もしくは家屋の公募又は土地図面の写しの交付」や「除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付」など、一部の手数料においては、他市より１．５倍程度のものがある。

２　手数料の見直し方針

手数料は、原価計算や近隣市との比較を踏まえると、原価計算においては全体的に妥当な金額であり、他市との比較においても同等な金額を設定している。

このため、手数料については、当面、値上げをしないものとする。

また、今後の手数料の見直しについては、３年ごとに他市の手数料の把握や原価計算等を実施し、検討するものとする。

近隣市手数料比較表　　別表 1

徴収する事項	あきる野市	昭島市	青梅市	羽村市	福生市
住民票、戸籍の附票等の写しの交付（住民基本台帳法第１２条の２第４項の規定による住民票の写しの交付を含む。）	1通につき200円	1通につき200円	1通につき200円	1通につき200円	1件につき200円
住民基本台帳の閲覧	1人1回30分までごとにつき200円 ただし、閲覧する事項を転記する場合は、1人分転記するごとにつき当該額200円を加算する。	1人30分までごとにつき200円 （住民基本台帳の一部の写しから記載事項を転記する場合は、1人分転記するごとにつき200円を加算する。）	1人30分までごとにつき200円 ただし、当該閲覧に供する事項を転記する場合は、当該額に転記する住民1人につき200円を加算する。	1人30分までごとにつき200円 ただし、当該閲覧に供する事項を転記する場合は、当該額に転記する住民1人につき200円を加算する。	30分までごとにつき200円ただし、住民票の一部の写しから転記する場合は、1人分転記するごとに200円を加算する。
住民基本台帳カードの交付及び再交付	1件につき500円	1枚につき500円	1件につき500円	1件につき500円	1件につき500円
外国人登録に関する証明	1通につき200円	1件につき200円	1件につき200円	1件につき200円	1件につき200円
身分に関する証明	1通につき200円	1枚につき200円	1通につき200円	1通につき200円	1通につき200円
埋火葬に関する証明	1通につき200円		1件につき200円	1件につき200円	1件につき200円
印鑑に関する証明	1通につき200円	1件につき200円	1件につき200円	1件につき200円	1件につき200円
印鑑登録証の再交付	1通につき200円	1枚につき200円	1件につき200円		
土地又は家屋に関する証明	1件につき200円 ただし、土地は5筆までを、家屋は3棟までをそれぞれ1件とし、1筆又は1棟を増すごとに40円を加算する。	1件につき200円 ただし、土地は5筆、建物は5棟までを1件とする。	1件につき200円 ただし、土地は5筆、建物は5棟までを1件とし、1筆または1棟を増すごとに40円を加算する。	1件につき200円 ただし、土地は5筆、建物は5棟までを1件とする。	1件につき200円 ただし、土地は5筆、建物は5棟までを1件とし、1筆または1棟を増すごとに40円を加算する。
市税その他諸収入金に関する証明	1件につき200円	1件につき200円	1件につき200円	1件につき200円	1件につき200円
土地若しくは家屋の公簿又は土地図面の写しの交付	1件につき300円 ただし、A1判は1枚につき900円	1件200円		1件につき200円	1枚につき200円
土地若しくは家屋の公簿又は土地図面の閲覧	1人1回（30分以内）につき200円	1件200円 公簿にあっては1人1冊1回を1件とし、図面その他の公文書にあっては閲覧者1人1枚1回を1件とする。	1件につき200円	公簿 1冊1人1回（30分ごと）200円 図面 1枚1回（30分ごと）200円	公簿 1冊につき200円 工図 1枚につき200円
犬の登録	1頭につき3,000円	1頭につき3,000円	1頭につき3,000円	1頭につき3,000円	1頭につき3,000円
狂犬病予防注射済票の交付	1件につき550円	1件につき550円	1件につき550円	1件につき550円	1件につき550円
犬の鑑札の再交付	1件につき1,600円	1件につき1,600円	1件につき1,600円	1回につき1,600円	1回につき1,600円
狂犬病予防注射済票の再交付	1件につき340円	1件につき340円	1件につき340円	1件につき340円	1件につき340円
戸籍の謄本又は抄本の交付	1通につき450円	1通につき450円	1通につき450円	1通につき450円	1通につき450円
戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付	1通につき450円		1通につき450円	1通につき450円	1通につき450円
除かれた戸籍の謄本又は抄本の交付	1通につき750円	1通につき750円	1通につき750円	1通につき750円	1通につき750円
除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付	1通につき750円		証明事項1件につき450円	証明事項1件につき450円	証明事項1件につき450円
戸籍に記載した事項に関する証明	1件につき350円	1件につき350円	証明事項1件につき350円	証明事項1件につき350円	証明事項1件につき350円
除かれた戸籍に記載した事項に関する証明	1件につき450円	1件につき450円	証明事項1件につき450円	証明事項1件につき450円	証明事項1件につき450円
届出若しくは申請の受理の証明書又は戸籍法第４８条第２項（同法第１１７条において準用する場合を含む。）の書類に記載した事項の証明書の交付	1通につき350円	1通につき350円	1通につき350円	1通につき350円	1通につき350円
上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理の証明書の交付	1通につき1,400円	1通につき1,400円	1通につき1,400円	1通につき1,400円	1通につき1,400円
戸籍法第４８条第２項（同法第１１７条において準用する場合を含む。）の書類の閲覧	1通につき350円	1通につき350円	書類1件につき350円	書類1件につき350円	書類1件につき350円
市が管理する道路、水路等の境界に関する証明	1件につき500円	1件につき200円			
市が管理する道路、水路等の境界図の写しの交付	1件につき300円	1件につき200円			
市道（幅員等）に関する証明	1件につき200円	1件につき200円			
道路運送車両法に基ずく自動車の臨時運行の許可	1両につき750円	1両につき750円	1両につき750円	1両につき750円	1両につき750円
租税特別措置法に基づく優良宅地造成の認定	1件につき86,000円	1件につき86,000円	1件につき86,000円	1件につき86,000円	1件につき86,000円

租税特別措置法に基づく優良住宅新築の認定

徴収する事項	あきる野市	昭島市	青梅市	羽村市	福生市
ア　新築住宅の床面積の合計が１００平方メートル以下のもの	1件につき6,200円	1件につき6,200円	1件につき6,200円	1件につき6,200円	1件につき6,200円
イ　新築住宅の床面積の合計が１００平方メートルを超え５００平方メートル以下のもの	1件につき8,600円	1件につき8,600円	1件につき8,600円	1件につき8,600円	1件につき8,600円
ウ　新築住宅の床面積の合計が５００平方メートルを超え２，０００平方メートル以下のもの	1件につき13,000円	1件につき13,000円	1件につき13,000円	1件につき13,000円	1件につき13,000円
エ　新築住宅の床面積の合計が２，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以下のもの	1件につき35,000円	1件につき35,000円	1件につき35,000円	1件につき35,000円	1件につき35,000円
オ　新築住宅の床面積の合計が１０，０００平方メートルを超えるもの	1件につき43,000円	1件につき43,000円	1件につき43,000円	1件につき43,000円	1件につき43,000円
租税特別措置法施行令に基づく住宅家屋の証明	1件につき1,300円	1件につき1,300円	1件につき1,300円	1件につき1,300円	1件につき1,300円

東京都屋外広告物条例(昭和２４年東京都条例第１００号）に基づく屋外広告物の表示又は掲出の許可

徴収する事項	あきる野市	昭島市	青梅市	羽村市	福生市
ア　広告塔（高さ２メートル以下のものに限る。）	面積5平方メートルまでごとにつき3,220円	面積5平方メートルまでごとにつき3,220円	面積5平方メートルまでごとにつき3,220円	面積5平方メートルまでごとにつき3,220円	面積5平方メートルまでごとにつき3,220円
イ　広告板（建築物の壁面を利用するもののうち、２０平方メートル以下のもの及び建築物の壁面から突出するもののうち、１０平方メートル以下のものに限	面積5平方メートルまでごとにつき3,220円	面積5平方メートルまでごとにつき3,220円	面積5平方メートルまでごとにつき3,220円	面積5平方メートルまでごとにつき3,220円	面積5平方メートルまでごとにつき3,220円
ウ　はり紙及びひばり札等	50枚までごとにつき2,250円	50枚までごとにつき2,250円	50枚までごとにつき2,250円	50枚までごとにつき2,250円	50枚までごとにつき2,250円
エ　広告旗	1本につき450円		1本につき450円		1本につき450円
オ　立看板等	1枚につき450円	1枚につき450円	1枚につき450円	1枚につき450円	1枚につき450円
カ　アドバルーン（電飾を除く。）	1個につき2,850円	1個につき2,850円	1個につき2,850円	1個につき2,850円	1個につき2,850円
キ　広告幕（網）	1張につき990円	1張につき990円	1張につき990円	1張につき990円	1張につき990円

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成１２年東京都条例第２１５号）に基づく工場の認可

徴収する事項	あきる野市	昭島市	青梅市	羽村市	福生市
ア　工場の設置の場所					
（ア）　工場の作業場の床面積の合計が５００平方メートル以下のもの	1件につき8,700円	1件につき8,700円	1件につき8,700円	1件につき8,700円	1件につき8,700円
（イ）　工場の作業場の床面積の合計が５００平方メートルを超え１，０００平方メートル以下のもの	1件につき14,200円	1件につき14,200円	1件につき14,200円	1件につき14,200円	1件につき14,200円
（ウ）　工場の作業場の床面積の合計が１，０００平方メートルを超えるもの	1件につき20,200円	1件につき20,200円	1件につき20,200円	1件につき20,200円	1件につき20,200円
イ　工場の変更の場合	1件につき7,600円	1件につき7,600円	1件につき7,600円	1件につき7,600円	1件につき7,600円
その他の証明	1件につき200円	1件につき200円	1件につき200円	1件につき200円	1件につき200円

情報公開

徴収する事項	あきる野市	昭島市	青梅市	羽村市	福生市
市制情報の公開及び市制情報の任意的な公開	無料				
保有個人の情報の開示、訂正及び利用の停止	無料				

休日診療

徴収する事項	あきる野市	昭島市	青梅市	羽村市	福生市
休日診療	診断書1枚につき1,000円				

一般廃棄物

徴収する事項	あきる野市	昭島市	青梅市	羽村市	福生市
家庭廃棄物の排出（可燃用指定収集袋）	ミニ袋(5ℓ相当)1枚につき7円	ミニ袋(5ℓ相当)1枚につき7円	特小袋(5ℓ相当)1枚につき6円	ミニ袋(5ℓ相当)1枚につき7円	ミニ袋(5ℓ相当)1枚につき7円
	小袋(10ℓ相当)1枚につき15円	小袋(10ℓ相当)1枚につき15円	小袋(10ℓ相当)1枚につき12円	小袋(10ℓ相当)1枚につき15円	小袋(10ℓ相当)1枚につき15円
	中袋(20ℓ相当)1枚につき30円	中袋(20ℓ相当)1枚につき30円	中袋(20ℓ相当)1枚につき24円	中袋(20ℓ相当)1枚につき30円	中袋(20ℓ相当)1枚につき30円
	大袋(40ℓ相当)1枚につき60円	大袋(40ℓ相当)1枚につき60円	大袋(40ℓ相当)1枚につき48円	大袋(40ℓ相当)1枚につき60円	大袋(40ℓ相当)1枚につき60円
家庭廃棄物の排出（不燃用指定収集袋）	ミニ袋(5ℓ相当)1枚につき７円	ミニ袋(5ℓ相当)1枚につき７円	特小袋(5ℓ相当)1枚につき6円	ミニ袋(5ℓ相当)1枚につき７円	ミニ袋(5ℓ相当)1枚につき７円
	小袋(10ℓ相当)1枚につき15円	小袋(10ℓ相当)1枚につき15円	小袋(10ℓ相当)1枚につき12円	小袋(10ℓ相当)1枚につき15円	小袋(10ℓ相当)1枚につき15円
	中袋(20ℓ相当)1枚につき30円	中袋(20ℓ相当)1枚につき30円	中袋(20ℓ相当)1枚につき24円	中袋(20ℓ相当)1枚につき30円	中袋(20ℓ相当)1枚につき30円
	大袋(30ℓ相当)1枚につき45円	大袋(40ℓ相当)1枚につき60円	大袋(40ℓ相当)1枚につき48円	大袋(40ℓ相当)1枚につき60円	大袋(40ℓ相当)1枚につき60円
事業系一般廃棄物(可燃用指定収集袋)	小袋(15ℓ相当)1枚につき15円	ミニ袋(5ℓ相当)1枚につき7円	小袋(22.5ℓ相当)1枚につき80.5円	ミニ袋(5ℓ相当)1枚につき７円	ミニ袋(5ℓ相当)1枚につき7円
	大袋(45ℓ相当)1枚につき180円	小袋(10ℓ相当)1枚につき15円	(1日45ℓ以下の事業所)	小袋(10ℓ相当)1枚につき15円	小袋(10ℓ相当)1枚につき15円
	特大袋(70ℓ相当)1枚につき280円	中袋(20ℓ相当)1枚につき30円	大袋(45ℓ相当)1枚につき161円	中袋(20ℓ相当)1枚につき30円	中袋(20ℓ相当)1枚につき30円
		大袋(40ℓ相当)1枚につき60円	(1日45ℓ以下の事業所)	大袋(40ℓ相当)1枚につき60円	大袋(40ℓ相当)1枚につき60円
事業系一般廃棄物(不燃用指定収集袋)	小袋(15ℓ相当)1枚につき60円	ミニ袋(5ℓ相当)1枚につき７円	小袋(22.5ℓ相当)1枚につき80.5円	ミニ袋(5ℓ相当)1枚につき７円	ミニ袋(5ℓ相当)1枚につき７円
	大袋(30ℓ相当)1枚につき120円	小袋(10ℓ相当)1枚につき15円	(1日45ℓ以下の事業所)	小袋(10ℓ相当)1枚につき15円	小袋(10ℓ相当)1枚につき15円
		中袋(20ℓ相当)1枚につき30円	大袋(45ℓ相当)1枚につき161円	中袋(20ℓ相当)1枚につき30円	中袋(20ℓ相当)1枚につき30円
		大袋(40ℓ相当)1枚につき60円	(1日45ℓ以下の事業所)	大袋(40ℓ相当)1枚につき60円	大袋(40ℓ相当)1枚につき60円
占有者が、粗大ごみ及び臨時に多量の廃棄物の処理を受けようとするとき。ただし、粗大ごみの各品目については、市長が別に定める。	1キログラムにつき30円	1キログラムにつき40円 市の処理施設家庭用廃棄物を運搬したとき1キログラム20円		1キログラムにつき30円(収集に係る処理手数料は、規則で定める標準重量で算定した額 ただし、市長が指定した場所に自ら運搬したときは、1キログラムにつき20円	1キログラムにつき30円
前3号に規定する算定基準によることが著しく実情にそぐわないと認められる場合	1立方メートルにつき2,000円				

し尿

徴収する事項	あきる野市	昭島市	青梅市	羽村市	福生市
事業活動及び不特定多数の者が使用する便所その他市長が認める施設から排出される場合	36リットルにつき250円	1便槽1回につき5,000円		1リットルにつき10円	収集回数1回につき8,000円
簡易水洗便所のある一般家庭又は施設から排出される場合					収集回数1回につき3,000円
下水道法第2条第8号に規定する処理区域であって、同法第9条に基づき公示された下水処理を開始すべき日から3年を経過した建物に居住している一般から排出される場合				1人1箇月につき750円 (4年を経過)	
一般家庭から月2回以上排出される場合(前3号の規定を適用する場合を除く。)	2回目以降分に対し、 36ℓにつき250円			1リットルにつき10円	
下水道法第2条第8号に規定する処理区域であって、同法第9条に基づき公示された下水処理を開始すべき日から3年を経過した区域内の事業活動及び不特定多数の者が使用する便所	36リットルにつき500円	1便槽1回につき2,000円（し尿) 1浄化槽1回につき2,000円(汚泥) 1吸い込み槽1回につき500円(動物)		1リットルにつき20円	

動物の死体

徴収する事項	あきる野市	昭島市	青梅市	羽村市	福生市
動物の死体	1件につき2,200円	1体につき3,000円	1体につき1,000円	1体につき3,000円	1体につき3,000円

下水道関係

徴収する事項	あきる野市	昭島市	青梅市	羽村市	福生市
指定下水道工事店の指定の申請	1件　10,000円	1件　10,000円		1件　10,000円	1件　10,000円
指定下水道工事店の指定の更新の申請	1件　2,200円	1件　5,000円			1件　5,000円
指定下水道工事店証の再交付の申請	1件　1,000円				
排水設備工事責任技術者の登録の申請	1件　3,000円	1件　3,000円		1件　3,000円	1件　3,000円
排水設備工事責任技術者の登録の更新の申請	1件　2,000円	1件　2,000円		1件　3,000円	1件　2,000円
排水設備工事責任技術者証の再交付の申請	1件　1,000円				